

# 第5章 重層的支援体制整備への取組

## 1 重層的支援体制整備について

### (1) 課題や困りごとの多様化・複雑化

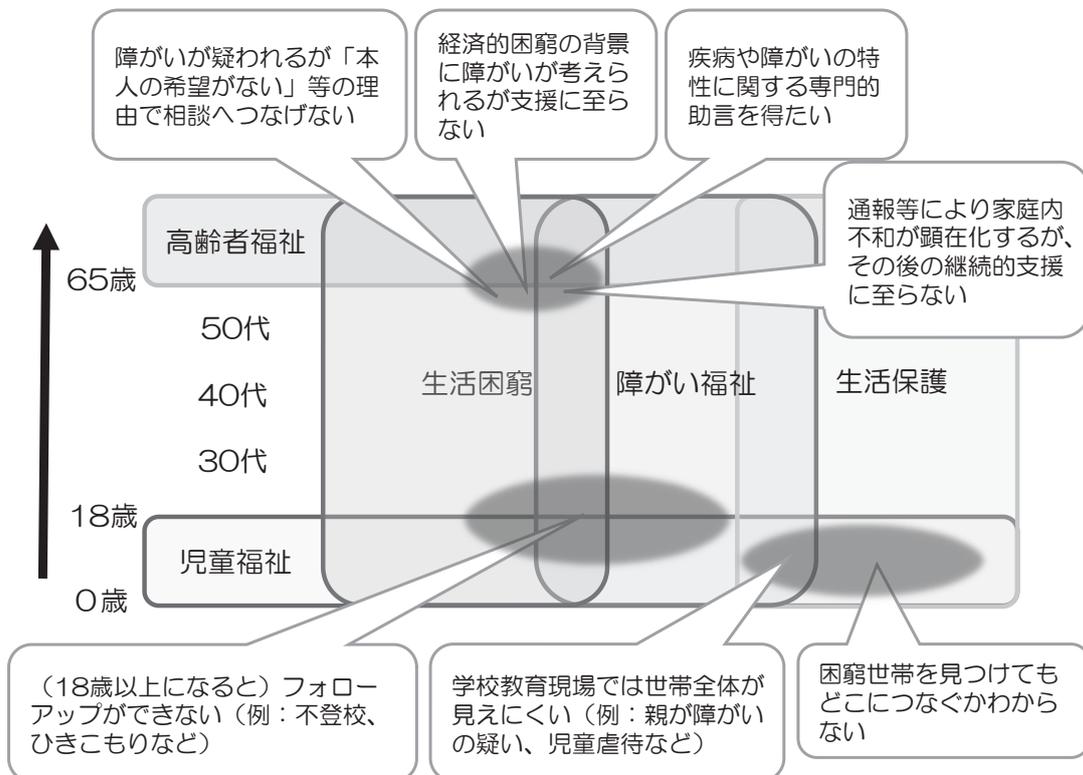
我が国全体で、少子・高齢化が進むことが問題となり、近年においては様々な問題が顕在化し、その内容についても様々な問題が複雑に絡み合い、複数の分野にまたがった課題が増えています。

これは本町においても同様であり、実際に地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター、玖珠町社会福祉協議会等においての相談件数は増加し、課題や困りごとが多様化・複雑化しているのが現状です。

このような状況を踏まえ、本町では地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター、玖珠町社会福祉協議会等において相談支援を行い、地域ケア会議等を実施し、分野を超えた連携をすることにより様々な問題にも取り組んできました。

しかし、社会的孤立や制度の狭間に陥り、必要なサービスにつながらない課題を抱えた人や支援を求めずにさらなる困窮に陥ってしまう人がいることも少なくありません。

#### ■ 制度や分野の狭間で生じている課題（イメージ）



## (2)重層的支援体制整備事業の創設

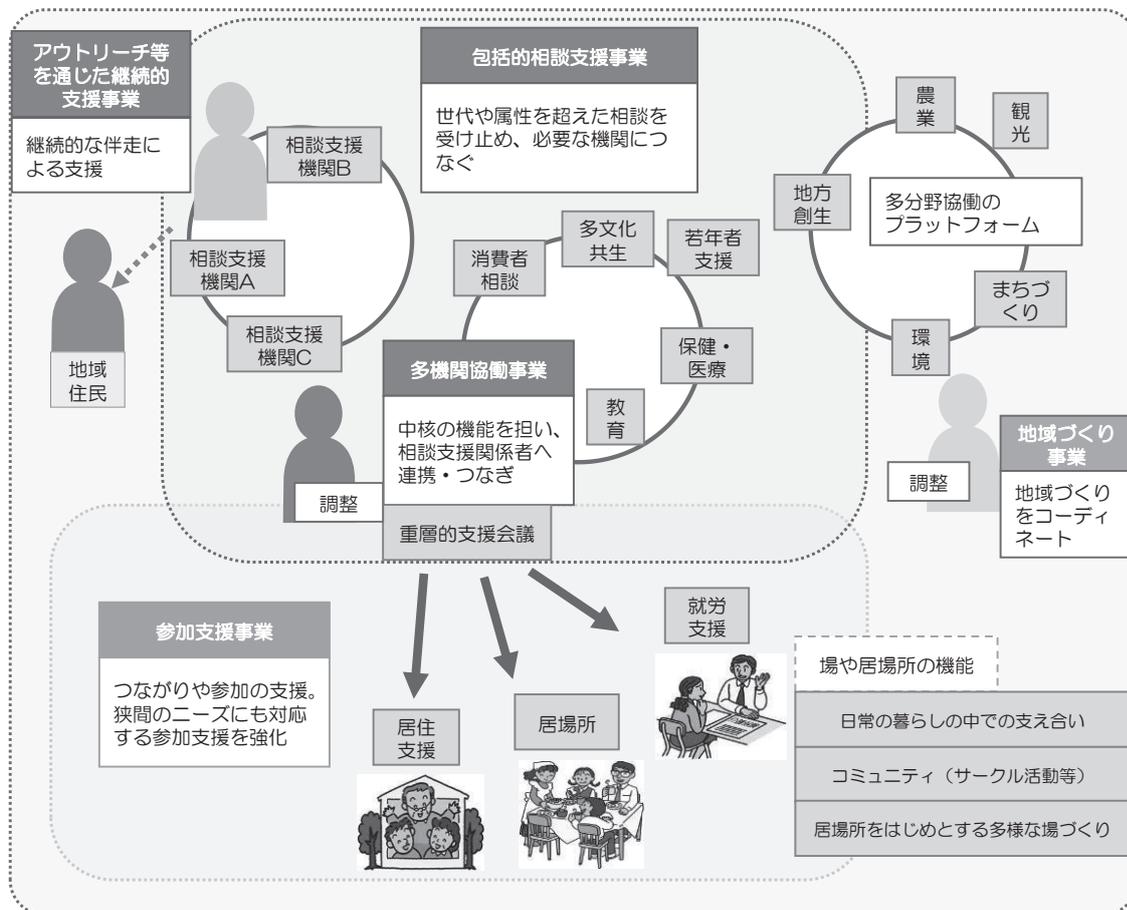
こうした多様化・複雑化している課題や困りごとへの対応のため、複数の分野にまたがる相談や、狭間のニーズに対応し、一人ひとりの状況に応じた支援やアプローチを行っていく必要があります。

そのような状況の中、国では地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法において、属性や世代を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年4月1日から施行されました。

そこで本町としては、従来高齢者分野で取り組まれてきた地域包括ケアシステムの運用を中心にして、その取組を普遍化し、分野の垣根を越え、様々な課題や困りごとに対応できる包括的な支援体制づくりを進めることとなりました。

そのため既存の会議・協議体を活用しながら、支援に関わる多くの機関それぞれがしっかりと役割を分担し、支援の方向性を協働し、連携・調整しながら取り組む「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」の5つの事業を組み合わせた「重層的支援体制整備事業」を創設することになりました。

### ■重層的支援体制整備事業の全体像（イメージ）



資料：厚生労働省資料より作成

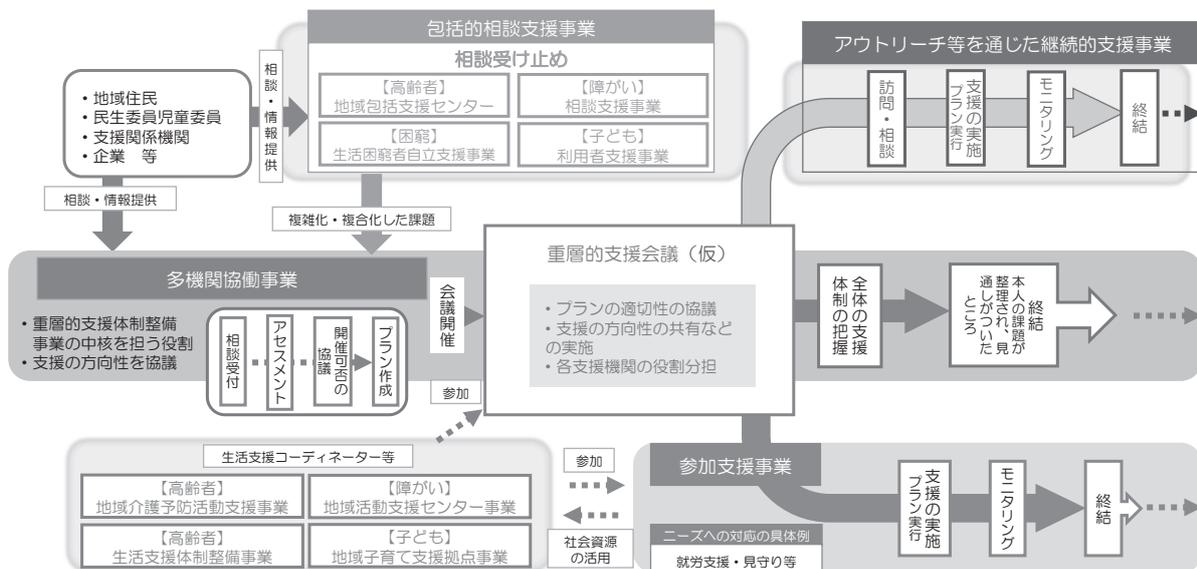
### (3)重層的支援体制の構築

包括的な支援体制の構築を推進するため、以下の5つの支援内容を重層的支援体制整備事業の柱とします。

① 相談支援	相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止める相談支援
② 参加支援	社会とのつながりをつくるため、地域の社会資源を生かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援
③ 地域づくり支援	分野を超えた地域づくりのプラットフォームの形成や支援
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援	潜在的な相談者に手を差し伸べ、本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
⑤ 多機関協働	重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たし、世帯を取り巻く支援関係者全体の調整を図る

## 2 重層的支援体制整備事業の提供体制

### ■重層的支援体制整備事業の流れ（イメージ）



### (1)包括的相談支援事業

各分野における既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性（介護、障がい、子ども等）を問わずに受け止め、連携・協働しながら支援につなげます。多様化・複雑化した課題に対しては多機関協働事業につなぐなど柔軟に対応します。

## (2)多機関協働事業

---

限られた部署や支援機関では対応が難しい多様化・複雑化した課題に対して、地域ケア会議や重層的支援会議によりその対応を協議し、支援プランの作成、実施をします。

## (3)参加支援事業

---

既存の社会参加に向けた支援では対応できない人に対して、個人のニーズに合わせて就労や居場所など参加に向けた支援等、社会とのつながり構築に向けた支援を行います。

## (4)地域づくり事業

---

地域づくりに関係するこれまでの取組を生かしつつ、地域課題の共有や地域の課題解決に向けた検討を行い、住民同士が交流できる多様な場づくり等の環境整備やネットワークの構築を行います。また、把握した課題については、各分野の専門機関等につなぎ、必要な支援につながるよう対応します。

## (5)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

---

長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人に対して家庭訪問、面談及び同行支援並びに電話及びメール等による働きかけを行い、本人との信頼関係を構築しながら必要な支援を届けます。

## (6)重層的支援会議

---

支援プラン等の作成及び評価が必要な場合、支援関係者等により構成された重層的支援会議を開催して、役割分担、支援の方向性の共有を図ります。

## (7)支援関係機関間の一体的な連携

---

多種多様な課題に対する重層的支援体制整備事業による支援を行うためには、多機関協働事業が行う支援調整を踏まえ、支援関係機関が相互に連携を図りつつ支援を行うことが重要となります。

そのため、関係機関実務担当者による事業の進捗状況等の情報共有を行い、連携の強化を図ります。

## 第6章 玖珠町成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の趣旨

成年後見制度については、これまでも本町では九重町と連携し、成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築やその中核機関の整備をはじめ、相談機関と連携を図り、制度の周知や利用に関する相談対応等の取組を進めてきました。

そのような状況の中、国は平成28年「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」を施行し、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。この中で市町村の講ずる措置として、「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を定め、利用促進に向けて必要な体制の整備を講ずることが求められています。

このような国の動向を踏まえ、本町においても自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう権利擁護支援の取組を進めていくことを目的とし、「玖珠町成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

#### (1) 成年後見制度とは

成年後見制度は、判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者が、財産管理（預貯金管理、相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結など）等をするときに不利益を生じることがないように、法的に保護し、支援する制度です。

なお、大きく分けると成年後見制度には、民法に基づく法定後見制度と、任意後見契約に関する法律に基づく任意後見制度があります。

#### ■ 成年後見制度利用促進基本計画の根拠法

##### 【成年後見制度利用促進法】

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (2) 成年後見制度の種類

法定後見制度では、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、その権限も基本的に法律で定められているのに対し、任意後見制度では、本人が任意後見人となる方やその権限を自分で決められるという違いがあります。そのほかの主な違いは、次の表のとおりです。

	法定後見制度	任意後見制度
成年後見人等の選任	本人の判断能力が <b>不十分になった後</b> 、家庭裁判所によって選任	本人が <b>十分な判断能力を有する</b> ときに、あらかじめ、本人と任意後見人となる方との間で契約を締結（公正証書により締結）
支援の開始時期	判断能力が <b>不十分な段階</b> で、成年後見人等が選任されてから開始	本人の判断能力が <b>不十分になった後</b> 、任意後見監督人 <sup>※</sup> が選任されてから開始
支援の内容	家庭裁判所が定める範囲で行う。	自分の意思で内容を決める。
成年後見人等、任意後見人の権限	一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することはできるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。

※任意後見監督人とは家庭裁判所が選任し、任意後見人の後見事務を監督する人

法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3類型があり、判断能力を常に欠いている状態の方には成年後見人を、判断能力が著しく不十分な方には保佐人を、判断能力が不十分な方には補助人を家庭裁判所が選任し、本人を支援します。

	対象者（本人）	援助者	
補助	判断能力が不十分な方	補助人	監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人	
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

## 2 計画の位置づけ

「玖珠町成年後見制度利用促進基本計画」は「玖珠町総合計画」を最上位計画、「玖珠町地域福祉計画」を上位計画とし、関連計画である「玖珠町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「玖珠町障がい者計画」等との整合、連携を図ります。

また、成年後見制度利用促進基本計画については、市町村地域福祉計画と一体的な策定も可能とされ、対象者も複数の分野にまたがることが予想されるため、「第4次玖珠町地域福祉計画」と一体的に策定を行います。

### 3 計画の期間

「玖珠町成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間は、「第4次玖珠町地域福祉計画」に合わせて、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
第4次玖珠町地域福祉計画・玖珠町成年後見制度利用促進基本計画				

### 4 計画の基本方針

本町では判断能力が不十分な高齢者や障がいのある方が多く生活され、成年後見制度の利用は、こうした方々の権利と利益を守る上でも重要なものとなります。

今後は、より一層の利用の促進が図られるよう権利擁護支援の必要な方に適切な成年後見制度の利用を促進し、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

### 5 基本目標と施策の体系

	基本目標	施策
基本目標1	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域連携ネットワークの構築</li><li>・中核機関の整備</li></ul>
基本目標2	制度利用の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見制度の相談対応</li><li>・成年後見制度の周知啓発</li><li>・成年後見制度利用支援事業の実施</li><li>・成年後見制度と他の公的サービスとの一体的提供</li></ul>
基本目標3	成年後見制度利用支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・成年後見制度利用支援事業及びその利用に関する助成制度</li><li>・市民後見人の養成</li></ul>

## 6 今後の取組

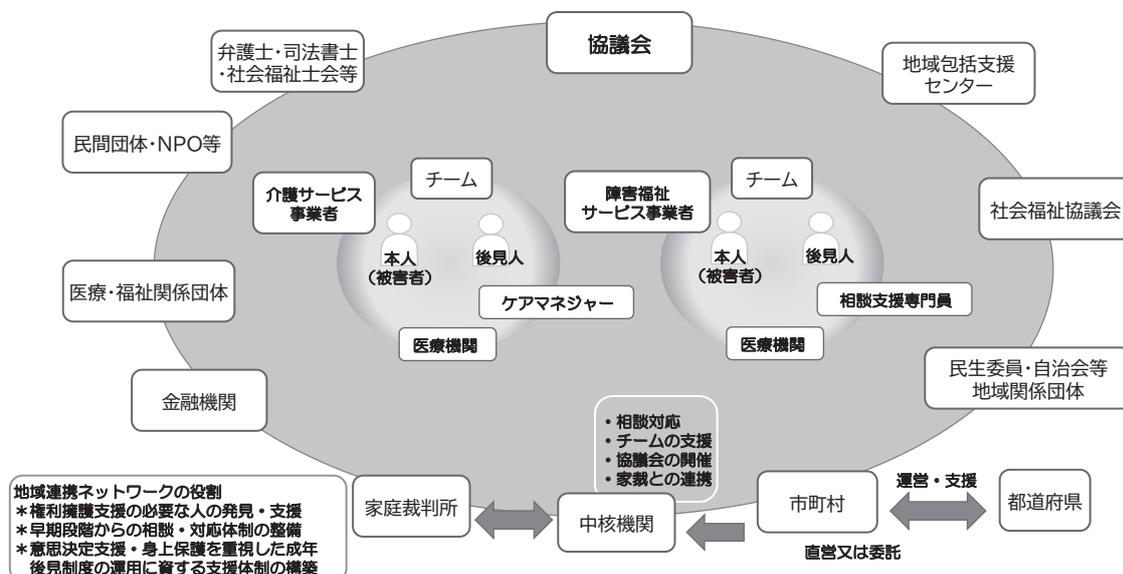
### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備

権利擁護支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、地域における既存のネットワークを生かした仕組みづくりを進め、ネットワーク全体をコーディネートする中核機関を整備します。

権利擁護支援の地域連携ネットワークと、それを構成する中核機関等の概要と役割については以下のとおりです。

中核機関	概要
権利擁護支援の地域連携ネットワーク	権利擁護支援を必要とする人が、成年後見制度を利用できるように、各地域での相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげるための地域のネットワークです。
チーム	地域全体の見守り体制の中で、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な支援へ結びつける機能を持ちます。
協議会	後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担います。
中核機関	専門職や専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等の地域連携ネットワークのコーディネートを担当する機関です。

### 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省「意思決定支援と権利擁護」

## (2) 成年後見制度の普及啓発

任意後見制度の周知も含めた成年後見制度の周知活動として研修会の実施や、町の広報誌、HPを活用した広報活動を行います。

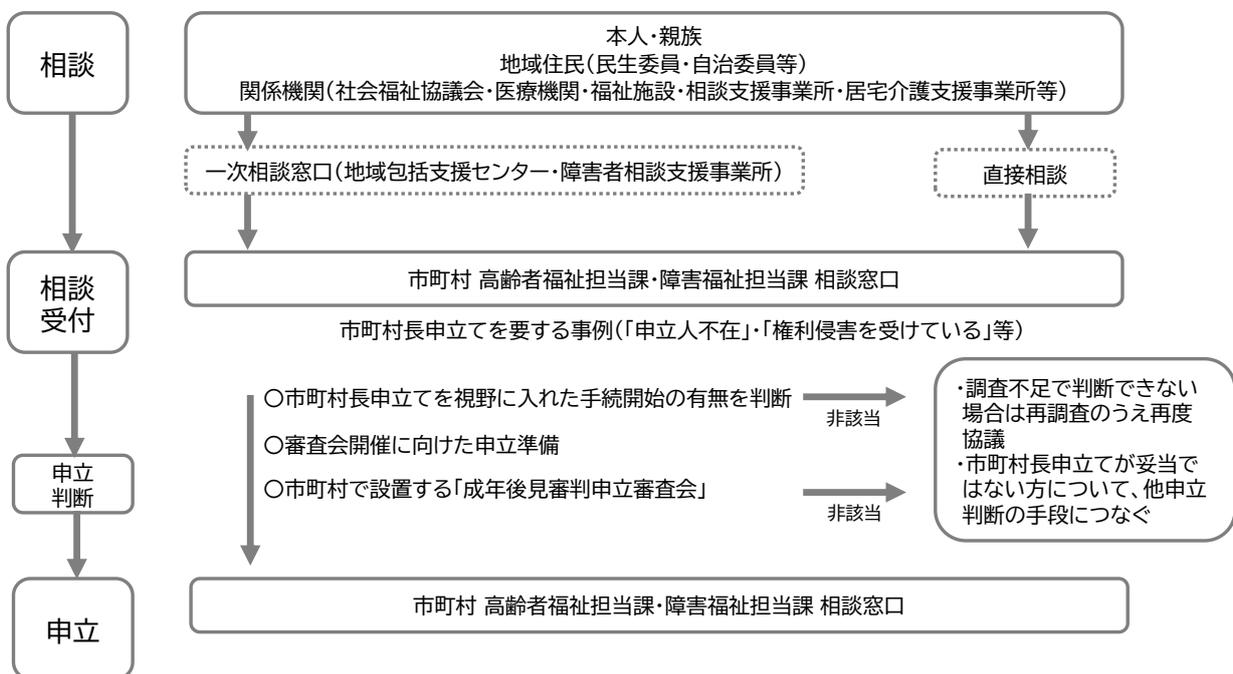
## (3) 成年後見制度利用支援

人権や財産が侵害されることなく、安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を一層推進するための体制づくりが求められています。

現在、本町と九重町、両町の社会福祉協議会を交え、共同での体制づくりを進めていますが、当面、日常生活自立支援事業は社会福祉協議会が窓口となるため、玖珠町社会福祉協議会と連携して利用を支援します。

また、配偶者や親族による後見開始の審判の申立が期待できない人については、町長が申立を行うとともに、成年後見制度の利用者に対する支援を拡充させるため、成年後見人等への報酬助成について、必要な見直しを検討します。

### ■町長申立の流れ（例）



資料：大分県市町村長申立マニュアルより作成

## 基本目標1 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

施策	取組内容
地域連携ネットワークの構築	<p>○行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の連携体制はもとより、地域や専門職団体等の協力を得ながら地域連携ネットワークの構築を目指します。</p> <p>○権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人等）の発見が速やかに行われ、権利擁護につながるよう相談・対応体制の整備を行うとともに、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を目指します。</p>
中核機関の整備	<p>○中核機関については専門職や専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局等の地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関であり、その主な役割は「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」「後見人支援機能」となっています。</p> <p>○本人の意思を尊重した心身・財産の保護を行えるよう状況に応じて、法的な権限を有する成年後見人等や本人の身近な親族、保健・福祉・医療・地域の関係者によって支援する「チーム」の連携構築を支援します。</p> <p>○協議会については後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化をし、個別の協力活動の実施やケース会議の開催、多職種間でのさらなる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。今後「協議会」の早期設立を図り、「チーム」を支援する体制の構築に努めます。</p>

## 基本目標2 制度利用の促進

施策	取組内容
成年後見制度の相談対応	<p>○早期の段階から、個々の事情に応じて、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、最も適切な権利擁護ができるよう、身近な地域における相談窓口等の体制を整備し、関係者・団体等と連携を図り、多種多様な相談に対応します。</p>
成年後見制度の周知啓発	<p>○成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、様々な理由で必要な支援に結びつかないこともあるため、アプローチを工夫することや、パンフレット等の様々な媒体も活用して利用促進を図ります。</p>

施策	取組内容
成年後見制度利用支援事業の実施	○成年後見制度の利用が有効と認められる判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ります。
成年後見制度と他の公的サービスとの一体的提供	○社会福祉協議会においては判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者が、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業があり、成年後見制度へスムーズに移行できるよう体制整備に努めます。

### 基本目標3 成年後見制度利用支援

施策	取組内容
成年後見制度利用支援事業及びその利用に関する助成制度	○現行では、成年被後見人等が、成年後見人等に報酬を支払うことが困難である場合、町長が家庭裁判所に審判申立を行ったケースについて報酬を助成し、後見人等が適切に身上監護、財産管理を行い、被後見人等の生活を守れるよう支援しています。今後、成年後見制度の利用を促進するにあたり、要件及び範囲の拡大について検討します。
市民後見人の養成	○市民後見人とは、成年後見人等として研修等を経て必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人を指します。市民後見人養成研修を行うための体制づくりを早期に進めます。

## 7 計画の推進体制と進行管理

中核機関や協議会、相談窓口の整備を根幹として、行政、社会福祉協議会、家庭裁判所、事業者などとの連携を推進し、「地域連携ネットワーク」の構築を図ります。

また、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムなどの地域資源の活用や、地域福祉計画など他の施策との横断的な連携も推進します。

「玖珠町成年後見制度利用促進基本計画」に基づく施策を計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をして進捗状況を確認し、計画の着実な推進を目指します。

さらに、進行管理を行う上では、地域連携ネットワーク、中核機関及び庁内関係部課と連携・調整を図り、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。

